平成２６年（フ）第３８２号
東京都練馬区南大泉６丁目10―11　ビューラ南大泉・Ａ―101
破産者　羽成　一弘
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１２号
東京都北区志茂４丁目７－３―101
破産者　大矢　克徳
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５５号
東京都足立区東和２丁目15―６―102
破産者　山口　富勝
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０２号
東京都練馬区光が丘５丁目５―５―1101
破産者　宮下　冴子
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１３号
東京都新宿区西早稲田１丁目９―23―1411
破産者　窪田　文子
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４号
東京都新宿区西早稲田１丁目９―23―1411
破産者　窪田とし江
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６０号
東京都渋谷区代々木１―54―６―202、住民票上の住所東京都小平市天神町４丁目17―10―1101
破産者　佐藤福太郎
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８１号
東京都大田区本羽田１丁目26―10　喜楽荘８号
破産者　廣澤　健一
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８２号
千葉県松戸市小金原３丁目18　小金原団地31棟401号
破産者　根本　博光
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９１号
東京都八王子市別所２丁目42―４―604
破産者　島田　順一
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２０号
東京都墨田区押上２丁目37―12―102　押上２丁目ハイツ
破産者　谷川　一男
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８４号
東京都江東区木場６丁目14―５―701
破産者　小野寺由加里
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９９号
神奈川県横須賀市岩戸４丁目６番４号
破産者　有限会社ユキマル興業
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１３２２号
栃木県宇都宮市平出工業団地46番９号
破産者　株式会社トーセラスタッフサービス
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２号
富山市住吉町１丁目５番18号
破産者　株式会社スカラファクトリー
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９３号
富山市住吉町１丁目５番18号
破産者　あけぼの企画株式会社
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７７６号
東京都北区志茂２丁目59番20号
破産者　ユーベリタス・テック株式会社
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９７号
福井県鯖江市桜町３丁目２番14号
破産者　株式会社捻木組
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
岐阜県加茂郡坂祝町深萱1138番地
破産者　スタルジー物流株式会社
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１２０号
香川県高松市国分寺町新名289番地３
破産者　アサヒ・カラー株式会社
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１１４５８号
千葉県市川市市川１丁目13―32―804、開始決定時の住所東京都江戸川区東小岩６丁目31―２
破産者　外山　愼二
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３３号
東京都杉並区西荻南２丁目６―６―305、開始決定時の住所東京都杉並区西荻南４丁目４―16―105
破産者　武笠　広幸
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０５６号
茨城県取手市小浮気522―２
破産者　福田　　正
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部